

# 企画競争説明書

業務名称:フィリピン国(カガヤン川流域)重要流域治水対策強化プロジェクト

調達管理番号:23a00765

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構(以下「JICA」という。)」が民間コンサルタント等へ実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法(企画競争)について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとし

「第3章 4.(2)上限額について」に示した上限額を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

調達・派遣改革の各種施策が導入された2023年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024年1月31日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 公示

公示日 2024年1月31日

## 2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

## 3. 競争に付する事項

(1)業務名称:フィリピン国(カガヤン川流域)重要流域治水対策強化プロジェクト

(2)業務内容:「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3)適用される契約約款:

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

なお、本邦研修(または本邦招へい)に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修(または本邦招へい)に分けて積算してください。

(4)契約履行期間(予定):2024年4月 ~ 2025年10月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5)前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1)第1回(契約締結後):契約金額の25%を限度とする。

2)第2回(契約締結後13ヶ月以降):契約金額の15%を限度とする。

## 4. 担当部署・日程等

(1)選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先: [outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

担当者メールアドレス: [Nomura.Naoyuki@jica.go.jp](mailto:Nomura.Naoyuki@jica.go.jp)

(2) 事業実施担当部

地球環境部 防災グループ防災第一チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2024年 2月 6日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2024年 2月 6日 12時
3	質問への回答	2024年 2月 9日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2024年 2月 27日 12時
6	プレゼンテーション	行いません。
7	評価結果の通知日	2024年 3月 12日
8	技術評価説明の申込日(順位が第1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (申込先: <a href="https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE">https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE</a> ) ※2023年7月公示から変更となりました。

## 5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2023年10月)」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

### (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としません。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(1)の2)に規定する競争参加資格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」に示される手順に則り依頼ください(依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4. (3) 日程」参照)。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

・第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料

・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程(2022年4月1日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則(2022年4月1日版)」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程(2022年4月1日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則(2022年4月1日版)」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

## 7. 企画競争説明書に対する質問

### (1) 質問提出期限

1) 提出期限: 上記4. (3) 参照

2) 提出先 : 上記4. (1) 選定手続き窓口宛、  
CC: 担当メールアドレス

3) 提出方法: 電子メール

① 件名: 「【質問】調達管理番号\_案件名」

② 添付データ: 「質問書フォーマット」(JICA 指定様式)

注1) 質問は「質問書フォーマット」(JICA 指定様式)に記入し電子メールに添付して送付

してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。  
JICA 指定様式は下記(2)の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

## (2) 質問への回答

上記4. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限: 上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

### 1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ(PDF)での提出とします。
- ② 上記4. (3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
- ③ 依頼メール件名:「提出用フォルダ作成依頼\_(調達管理番号)\_(法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

### (3) 提出先

#### 1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

#### 2) 見積書(本見積書及び別見積書)

- ① 宛先: e-koji@jica.go.jp
- ② 件名: (調達管理番号)\_(法人名)\_見積書

[例:20a00123\_〇〇株式会社\_見積書]

- ③ 本文:特段の指定なし
- ④ 添付ファイル:「20a00123\_〇〇株式会社\_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。
- ⑦ 別見積については、「第3章4. (3)別見積について」のうち、1)の経費と2)～3)の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください(ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします)。

3)別提案書(第3章4. (2)に示す上限額を超える提案)がある場合

GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記

4. (3)の提出期限までに、別途メールで [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4)提出書類

- 1)プロポーザル・見積書
- 2)別提案書(第3章4. (2)に示す上限額を超える提案がある場合)

## 9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2023年10月)」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4. (2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契

約に含めるか否かを協議します。

#### (1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

##### 1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ(副業務主任者 1名の配置)としてシニア(46歳以上)と若手(35～45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

##### 2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点(若手育成加点有の場合は加点後の評価点)について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

## 10. 評価結果の通知と公表

評価結果(順位)及び契約交渉権者を上記4.(3)日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## 11. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています(現時点では、2023年11月から2024年1月に公示した案件を対象に、試行的な実施を想定)。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

#### 1. 企画・提案を求める水準

##### 【JICAが主な活動レベルまでを提示する場合】

- 応募者は、本特記仕様書(案)に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。
- プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

#### 2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書(案)を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書(案)での該当条項
1	本業務における治水対策の検討方法	第3条2(1)マスタープランに基づく事業実施を促進するための留意事項
2	治水対策の実施促進に向け	第3条2(1)マスタープランに基づく事業実施を

	た既存マスタープランの現状課題分析及び対策(案)	促進するための留意事項
3	フィリピンの河川行政の現状課題分析並びに関係機関の巻き込み方の工夫	第3条2(1)マスタープランに基づく事業実施を促進するための留意事項
4	本邦研修の指導ポイントと行程案	第4条2(2)本邦研修・招へい

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書(案)の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
  - ① 特殊傭人費(一般業務費)での傭上。
  - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置(個人。法人に所属する個人も含む)(第3章「2.業務実施上の条件」参照)。
  - ③ 共同企業体構成員としての構成(法人)(第1章「5.競争参加資格」参照)。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO に再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書(案)記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

## 【2】特記仕様書(案)

(契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。)

### 第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係

機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

## 第2条 業務の背景

別紙1「案件概要表」のとおり。

## 第3条 実施方針及び留意事項

### 1. 共通留意事項

別紙2「共通留意事項」のとおり。

### 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

#### (1) マスタープランに基づく事業実施を促進するための留意事項

##### 1) 本業務の対象流域

本業務は「重要流域治水対策強化プロジェクト」(以下、「本事業」という。)で対象となる2流域(パッシング・マリキナ川流域及びカガヤン川流域)のうち、カガヤン川流域を対象として実施するもの<sup>1</sup>。なお、パッシング・マリキナ川流域については、別途公示予定である。パッシング・マリキナ川流域業務と本業務の業務実施体制については、相手国政府の河川行政・ガバナンス体制の現状確認・改善方針の検討及び提案、水資源管理室(Water Resource Management Office: WRMO)との連携方法等、必要に応じ、当該業務との情報交換が想定されるが、詳細は業務開始後に実施機関とJICA間で協議を行いながら進めることとする。

##### 2) 実施体制

「フィリピン国家開発計画2023-2028」において、洪水対策はインフラの整備・改善(第12章)の中で取り上げられており、マニラ首都圏及び重要河川でのマスタープランの実施、既存マスタープランの更新、事業の優先順位付けと実施時期の設定等が具体的に示されている。一方で、マスタープランに基づく事業の実施段階での用地収用や対象地域の自治体の許可取得や他セクター案件との調整の遅延等により事業進捗が遅れている例がある。このため、マスタープラン更新を行う本業務では、公共事業道路省(Department of Public Works and Highways: DPWH)による用地収用及び自治体との調整に加え、DPWHや自治体による河川構造物の維持

---

<sup>1</sup> 業務実施期間に鑑み、効率的に行うための要員配置及び作業工程を含めたマスタープランの検討方法をプロポーザルで提案すること。これにより効率的な要員配置及び作業工程が提案されているかを予め把握するためです。

管理や他セクターが行う河川用地内での事業との連携等、ガバナンス体制の強化が求められる。よって、これら課題を念頭に置いた案件監理が不可欠である。<sup>2</sup>本業務従事者は、マスタープランにおける提案事業の推進に向けて、当該流域のDPWH地域事務所に対するガバナンス体制の強化を図ると同時に、パッシング・マリキナ川流域業務従事者と必要に応じて連携・調整しながら、DPWH地域事務所や流域内自治体等へのフォローの観点で、DPWH本省を指導することも想定される。このように本業務従事者は技術的指導だけでなく、体制面を含めた相手国への指導・交渉を行う役割も有することに留意する。<sup>3</sup>

### 3) 予算

省令No. 47s.2022をもとにDPWH内での洪水対策事業の優先順位付け手法(必要書類や評価項目)が確立されている。DPWHにおける洪水対策事業費は、2023年度予算は2019年度予算の2倍が配分されているが(道路、橋梁分野については洪水対策ほど顕著な増加傾向はみられない)、地域別配分ではマニラ首都圏の構造物建設にて約8割を占めている。従って、カガヤン川流域を代表とする地方河川において、優先順位付けのための事業評価にどのような課題が存在しているかを分析することが重要である。本業務では、対象流域における着実な事業進捗を図るべく、DPWHの優先順位付けも踏まえて必要に応じて洪水対策事業の評価に係る能力強化を検討すること。

### 4) 社会経済状況の変化、気候変動、フィリピンの中進国入り等を見据えたマスタープランのあるべき方針

カガヤン川流域では、1987年JICAマスタープランにて、治水ダム、築堤、護岸、マガットダム治水運用等、複数の計画から構成される100年確率のフレームワークプラン、25年確率のマスタープランが策定され、2002年には25年確率のマスタープランを更新したが、対策事業の進捗は一部に留まっている。流域面積の半分近くは農地が占めるような資産集積状況(浸水被害を受けやすい低平地に人口・資産が

---

<sup>2</sup> 例えば、合同調整委員会や既存の洪水対策委員会(Flood Mitigation Committee)等の活用が想定され、本事業終了後も持続的な関係機関間の調整体制が整う体制の提案をプロポーザルに含めることとする。

<sup>3</sup> 長年の当該分野における協力の質を高め、相手国の行政レベルを高め、プロジェクトを実現する協力を追求する必要があると考えており、現在のフィリピン政府の河川行政の課題とその対応方法を提案いただくことで、より効果的な案件運営を行うことを目指したいと考えているためです。よって、応募社及び業務主任者のこれまでのフィリピンを含む相手国政府に対する説得・交渉を通じて行ってこられた河川行政への技術移転の実績・経験を記載ください。特に、関係機関の巻き込みについて、現状課題を踏まえて活用できる過去のノウハウについてご記載ください。

集積している)に加えて、将来の開発見込み及び気候変動影響を考慮したマスタープランの作成方針を検討することとする。また、現在のカガヤン川流域における河川整備事業の進捗が乏しいことに鑑み、既存のマスタープランが描く方向性の課題を抽出し、フィリピン側関係機関との協議を重ねてその方向性を現在の社会条件等に照らして修正し、具体的な対策事業を決定していく必要がある<sup>4</sup>。また、上流域にフィリピン最大の貯水容量を持つマガットダム(利水ダム)を有するが、1990年に発生したバギオ地震で多くの斜面崩壊により流域が荒廃したことで、土砂生産量が増大し、灌漑用補給、発電機能、さらには治水効果が失われる可能性があり、緊急の堆砂対策が課題である点に留意し、多目的ダム化の検討等、運用ルール変更による治水容量確保についても、関係機関と十分に検討すること。

## (2) 本業務におけるマスタープランとプレフィージビリティ調査の定義

省令No.44 s.2022において、洪水対策事業の申請に必要なマスタープラン、プレフィージビリティ調査、フィージビリティ調査の定義、及びそれぞれに求められる内容が規定されている。本業務の成果として提案するマスタープラン及び選定される優先事業のプレフィージビリティ調査においても同定義を踏襲するものとする。

## (3) 水資源省設立の動きを踏まえたマスタープランの位置付け

WRMO設立に関する大統領令(No.22-2023)の中で、水資源省が策定する「National Water Resources Management Plan」が定義され、同計画では洪水対策含む水関連インフラの整備計画を含むものとされている。WRMOは「Integrated Water Resources Master Plan (IWRMP)」を作成中であり、各種マスタープランを統合したものである。また、全国29の流域には、河川流域管理室(Department of Environment and Natural Resources - River Basin Control Office: DENR-RBCO)が策定する「Integrated River Basin Management and Development Master Plan (IRBMDMP)」において、インフラ整備とEco-system-based Approachの融合を図っている。本業務はDPWHの所掌である洪水対策事業に関連するマスタープランを更新するものであるが、WRMOの方針であるIWRMP及びIRBMDMPとの整合性等については、WRMO及びJICAが派遣しているIWRM専門家との定期的な打合せの場をもって、フィリピン政府における水資源管理組織・体制の統合に向けて、適宜計画の整合性を確認し、その結果、本事業から介入が必要な場合にはDPWHやWRMOへの助言を行う。

---

<sup>4</sup>既存マスタープランの更新が必要になった背景及び課題を分析した上で、治水対策の実施促進に向けた既存マスタープランの現状課題分析及び対策(案)をプロポーザルで提案すること。

#### (4) ダム管理者・事業との連携

上述(1)4)のマガットダム検討においては、水資源・灌漑利用を行う国家灌漑庁(National Irrigation Administration: NIA)等の関係機関との連携やその他事業計画等の把握を行うこと。

#### (5) 環境社会配慮

本業務の成果として提案するマスタープランにおいて、プレフィージビリティ調査の対象とする優先事業は、プロジェクト開始後にマスタープラン検討を踏まえて選定される。現時点で想定されるプレフィージビリティ調査は、優先事業の事業サイト、調達及び施工計画、概略事業費検討のための概略設計に向けた事前の初期検討を指すが、現時点で環境への影響が特に大きいものではなく、また環境レビューを行うものではないことから、環境社会配慮カテゴリは「JICA環境社会配慮ガイドライン(2010年4月)」においてBが妥当と判断される。<sup>5</sup>なお、優先事業が確定した段階で改めて環境社会配慮カテゴリの見直しを行うこととする。カテゴリAが妥当と判断された場合には、必要に応じて契約変更を行い、各種計画の最終化前には、発注者が環境社会配慮助言委員会に内容を説明する際の支援を行い、得られた助言を踏まえて、計画に取り込む。

#### (6) 仙台防災枠組(2015-2030)への貢献

2015年3月に仙台で開催された第3回国連防災世界会議で採決された「仙台防災枠組2015-2030(Sendai Framework for Disaster Risk Reduction 2015-2030)」では、「強靱化のための災害リスク削減への投資」が優先行動にて掲げられている。本業務は、フィリピンが仙台防災枠組の達成に取り組む活動の一部になり得ると考えられるため、本業務での提案内容及び実施機関の貢献内容を整理し、本業務主任者がファイナルレポートへの記載をもって、JICAに報告する。また、2024年10月に開催予定のアジア太平洋閣僚級防災会議(APMCDRR)においては、フィリピンが議長国として、仙台防災枠組の進捗を各国に発信する好機会であると考えられるため、窓口機関である市民防衛局(Office of Civil Defense: OCD)に対して

---

<sup>5</sup> 本事業採択時には環境カテゴリBであったところ、詳細計画策定調査にて、想定される優先事業の実施予定地域には、保護区や先祖伝来領域(Ancstral Domain: AD)といった影響を受けやすい地域が含まれ、かつ優先事業が大規模住民移転、大規模なセクター要件(ダム・貯水池・河川・砂防等)に該当する可能性があることが明らかとなったことを踏まえて、R/D署名時にBからAに変更されたが、その後、環境カテゴリに分類基準見直しにより、カテゴリBが妥当と判断された。

も、同枠組及び本業務への理解が浸透するよう、DPWHからOCDへの十分な情報共有及び働きかけを支援する。

#### (7) ジェンダー配慮

本業務で提案する事業は、洪水被害の軽減を目的としており、貧困・ジェンダー面で負の影響を与えることは想定していない。住民移転計画の作成支援にあたっては、ジェンダー、社会弱者の観点において負のインパクトが発生しないよう十分に配慮する。

#### (8) JICA 専門家との協力

JICAは、DPWHに対して「総合治水」を担当する個別専門家を派遣し、DPWHへの治水分野にかかる助言、知見の共有により中央及び地方の関係部局の治水マネジメント能力の向上、計画策定能力、事業実施能力の向上を行っている。本業務実施の要所で同専門家から助言がある予定であるため、これに十分に対応するとともに、適時・適切な情報共有を行うこととし、密接な連携・協力を行うこと。同専門家の業務内容は別添「(参考)別途派遣する専門家の業務内容」を参照すること。

### 第4条 業務の内容

#### 1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

#### 2. 本業務にかかる事項

##### (1) プロジェクトの活動に関する業務

###### ① ステージ1に関わる活動

活動1-1: インセプションレポートの作成及び協議

活動1-2: 既存資料及び既存マスタープランのレビュー

活動1-3: 基礎情報の収集・整理(気象、自然災害、水理・水文データ及び開発計画等)

活動1-4: 測量調査

活動1-5: 治水・利水に係る事業の現状と課題の抽出

活動1-6: 外水氾濫の発生メカニズムの把握及びボトルネックの整理

活動1-7: 降雨・流出解析

活動1-8: 気候変動適応策の予備検討

活動1-9: プログレスレポートの作成及び協議

② ステージ2に関わる活動

活動2-1: 計画条件の検討

活動2-2: 氾濫解析及び浸水リスク評価

活動2-3: 構造物対策案の検討

活動2-4: 非構造物対策案の検討

活動2-5: 戦略的環境アセスメント

活動2-6: 対策案の比較選定

活動2-7: プレフィージビリティ調査に係る事業の選定<sup>6</sup>

活動2-8: 事業実施及び運用維持管理体制の提案

活動2-9: インテリムレポートの作成及び協議

③ ステージ3-1に関わる活動

活動3-1-1: 施設概略設計<sup>7</sup>

活動3-1-2: 調達及び施工計画の検討

活動3-1-3: 維持管理費の概算

活動3-1-4: 環境社会配慮の検討(環境アセスメント報告書案の作成、住民移  
転計画案の作成)

活動3-1-5: 概略事業費の検討

活動3-1-6: 事業実施スケジュールの検討

活動3-1-7: 事業評価

活動3-1-8: ドラフトファイナルレポート及びファイナルレポートの作成、協議

④ ステージ3-2に関わる活動

活動3-2-1: 事業実施に関連する政府機関や自治体の特定と調整

活動3-2-2: 事業実施促進のための調整機関の参加者及び目的の確定

活動3-2-3: 事業実施に向けた流域全体の協議会開催

ステークホルダー会議の想定規模は以下のとおり。

---

<sup>6</sup> 活動2-6は、マスタープランで提案しうる対策事業郡の比較選定、活動2-7は、活動2-6で比較選定された対策事業郡のうち、プレフィージビリティ調査を実施するものを選定する。

<sup>7</sup> 「施設概略設計」とは、事業化に向けた予算確保のための協議・交渉を目的としたものであり、優先対策案における調達及び施工計画、概略事業費検討を含む経済評価、環境社会配慮調査を指す。

目的	流域内関係者による事業実施促進を図るもの。
実施回数	協力期間内で最大3回として提案書を作成すること。ただし、回数が増減する場合は、契約変更にて適切に対応する。
対象者	関係機関
参加者数	約30名/回
開催期間	約1日/回
実施場所	未定
実施形態	対面・オンライン併用

※なお、本事業で別に契約予定のパッシング・マリキナ川流域との共同開催可否、方針に関しての詳細は、業務開始後に実施機関とJICA間で協議を行うこととする。

## (2) 本邦研修・招へい<sup>8</sup>

### 【本邦研修・招へい業務を含める場合】

- 本プロジェクトでは、本邦研修を実施する。

本邦研修・招へい実施業務は、本契約の業務には含めず、研修・招へい日程を確定した後、発注者・受注者協議の上で、別途契約書を締結して実施する(発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠)

- 想定規模は以下のとおり。

目的・研修内容	カガヤン川流域におけるマスタープランの策定とその実施に貢献するために実務的な知見を獲得すること
実施回数	1回
対象者	実施機関等
参加者数	10名/回
研修日数	最大2週間(移動日を含む)/回

## (3) その他

### ① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ(一次データ)、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法(Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等)で、適時提出する。

<sup>8</sup> 現在のフィリピン政府の河川行政の問題分析と的確性を把握し、またフィリピンの特徴に応じた実施機関及び関係機関が獲得すべき技術力及びそれを体得するための本邦研修としての候補地、並びに指導ポイントをプロポーザルで提案すること。

- 調査データの取得に当たっては、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を確認する。関連する法令が存在しない場合あるいは法令の適用有無が判断できない場合、調査実施地域の管轄機関に当該協力準備調査で取得したデータの所有権及び利用権について確認する。確認の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
  - データ格納媒体：CD-R(CD-Rに格納できないデータについては提出方法を発注者と協議)
  - 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。(Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出)

## ② ベースライン調査

- 本業務では当該項目は適用しない。

## ③ インパクト評価の実施

- 本業務では当該項目は適用しない。

## ④ C/P のキャパシティアセスメント

- 本業務では当該項目は適用しない。

## ⑤ エンドライン調査

- 本業務では当該項目は適用しない。

## ⑥ 環境社会配慮に係る調査

### 「戦略的環境アセスメント」

- (ア) 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)(以下、「JICA 環境社会ガイドライン」という)に基づき、以下の環境社会配慮調査を行う。戦略的環境アセスメントの考え方(プロジェクトよりも上位の政策(Policy)、計画(Plan)、プログラム(Program)(PPP)レベルの環境アセスメント)に基づいた代替案の比較検討を行う。具体的には、スコーピング(政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会影響項目とその評価方法を明らかにすること)を実施した上で、複数ある代替案の環境社会的側面の影響を含む比較検討を行う。
- (イ) マスタープラン策定後に、複数のプロジェクトの代替案の比較検討を通じて選定され

た優先プロジェクトに対しスコーピング(環境社会影響項目の絞り込み)を行う。具体的には、優先プロジェクトの環境アセスメントに必要な環境社会影響項目を選定し、調査・予測方法を決定する。

(ウ) 主な調査項目は、以下のとおり。

ア) 政策、計画等の目的・目標の検討

イ) 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認

(a) 環境社会配慮(環境アセスメント、住民移転、住民参加、情報公開等)に関連する法令や基準等

(b) 「JICA 環境社会ガイドライン」との乖離

(c) 関係機関の概要

ウ) 政策や計画の内容の検討(開発予測、対策のリスト、ルートや将来の開発区域の地図等)

エ) 合理的な範囲で目的を達成するための代替案の検討

オ) スコーピング(政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会項目とその評価方法を明らかにすること)の実施

カ) ベースラインとなる環境社会の状況(土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び経済社会状況等)の確認

キ) 影響の予測

ク) 影響の評価及び代替案の比較検討(PPP レベル)

ケ) 緩和策(回避・最小化・代償)の検討

コ) モニタリング方法の検討

サ) 優先プロジェクトの環境社会配慮項目のスコーピング結果(検討すべき代替案及び重要と思われる環境社会影響項目の範囲並びに予測・評価方法案)の作成

シ) ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討)

#### ⑦ ジェンダー主流化に資する活動

- 合意文書及び事前評価表に記載されたジェンダー主流化の取組及び指標の達成のための活動を実施する。
- ジェンダーバランスなど多様性の視点に立った実施体制を採る。また、事業対象者が各自のジェンダーによって参加が困難とならないよう、包摂のための工夫をす
- さらに、データ収集の際は、ジェンダー別に収集・分析を行い、定量/定性的効果を可能な限りジェンダー別で把握する。成果やインパクトの発現状況をモニタリングし、問題が発生した場合は適宜対応する。

## 第5条 報告書等

### 1. 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は

PDFデータも併せて提出する。

想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量(部数)は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	1
インセプションレポート	業務開始から1か月以内	英語	電子データ	1
プログレスレポート	業務開始から6か月後	英語	電子データ	1
インテリムレポート	業務開始から11か月後	英語	電子データ	1
ドラフトファイナルレポート	契約履行期限末日の3か月 前	英語	CD-R	2
		日本語	CD-R	2
ファイナルレポート	契約履行期限末日	英語	製本	5
			CD-R	2
		日本語	製本	2
			CD-R	2

- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくはC/P等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

#### (1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

#### (2) インセプションレポート

以下の項目を含む内容で作成する。その際、詳細計画策定調査報告書・収集資料、インターネットによる公開情報等の入手可能な関連する既存資料を収集・レビューする。その上で、現地調査時にフィリピン関係機関に確認すべき事項を整理する。現地調査においては、以下の既存資料を収集・整理するとともに現地踏査を行う。

- ・ 自然条件、河道、海岸(汀線・地形)、地質、気象、水文、海象、潮位、土砂生産・流出・流下土砂量、河床変動)
- ・ 社会条件(人口、資産、公共施設、土地利用など)
- ・ 水関連災害の記録

- ・ 既存の河川構造物の状況
- ・ 雨水排水施設諸元
- ・ 洪水被害、洪水痕跡
- ・ 洪水対策計画・雨水排水計画・海岸保全計画の構造物対策・非構造物対策に係る実施機関と現状
- ・ 本業務を通じて検討するマスタープランのコンセプト(案)

### (3) プロGRESSレポート

「成果1」の検討結果を、PROGRESSレポートとして取りまとめ、JICA及び先方政府(Steering Committee)に提出・協議を行い内容についての合意を得る。

### (4) インテリムレポート

「成果1」及び「成果2」におけるマスタープランと優先プロジェクトの選定結果を含む内容をインテリムレポートとして取りまとめる。インテリムレポートの作成にあたっては、事前にJICAと内容について協議し、必要な修正を行った上で、JICAの了解を得てから、先方政府に提出・協議し、フィリピン国政府からの了解を得る。

### (5) ドラフトファイナルレポート

これまでの調査結果をもとにドラフトファイナルレポートを作成する。ドラフトファイナルレポートの作成にあたっては、事前にJICAと内容について協議し、必要な修正を行った上で、JICAの了解を得て、先方政府に提出し、説明・協議を行う。

- ① ドラフトファイナルレポートを先方政府に説明し、内容につき協議・確認する。
- ② フィリピン側関係者のコメントに対応し、ファイナルレポート作成へ向けて、必要な修正案について協議・確認する。
- ③ ファイナルレポート作成にあたり、必要に応じて、追加情報・データの収集を行う。
- ④ 環境・社会配慮面の追加確認を行う。

### (6) ファイナルレポート

ドラフトファイナルレポートに対するフィリピン国側関係者のコメントを受け、必要に応じて情報・データ・提言を加え、ファイナルレポートを作成しJICAに提出する。

## 2. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画(WBS等の活用)
- (4) 活動に関する写真

## 第6条 再委託

### 【想定業務がある場合】

- 本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	河川縦横断測量	第4条 業務の内容2. 本業務にかかる事項(1)プロジェクトの活動に関する業務活動1-4に必要なもの (カガヤン川、チコ川、ツゲガラオ川にて1km間隔の縦横断測量を想定して検討すること)	1	定額計上
2	環境社会配慮調査	第4条 業務の内容2. 本業務にかかる事項(1)プロジェクトの活動に関する業務活動3-1-6に必要なもの (第4条 業務の内容2. (3)⑥を満たすことを想定して検討すること)	1	定額計上

## 第7条 機材調達

- 本業務では、機材調達を想定していない。

## 第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者が受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

## 案件概要表

## 1. 案件名(国名)

国名: フィリピン共和国(フィリピン)

案件名: 重要流域治水対策強化プロジェクト

Project for Enhancement of Flood Control Strategy in Prioritized River Basins

## 2. 事業の背景と必要性

## (1) 当該国における防災セクターの現状・課題及び本事業の位置付け

フィリピンは太平洋西縁の亜熱帯モンスーン地域に位置し、年間を通じて南西・北東モンスーンに起因する熱帯低気圧、台風又は高潮・高波が発生している。特に、被災者の70%が洪水、24%が高潮・高波の被害を受けており、風水害が最も大きな人的被害をもたらす災害種である。このような風水害による人的被害は甚大であり、農業生産・物流等の社会資本への度重なる被害は当国の経済活動等に深刻かつ長期的な悪影響を与えている。国際災害データベース(EM-DAT、2021年)によると、フィリピンは1980年から2022年までに死者約4万人、被災者約2億2,198万人、経済被害額約389億USD(2021年価値)という被害が報告されている。

フィリピン政府は、2010年に災害リスク削減・管理法(以下「DRRM法」という。)を制定し、事前に災害リスク削減・管理できる体制構築を図っている。また、2009年に気候変動法、2010年に国家気候変動枠組戦略(2010-2022)、2011年に国家気候変動行動計画を策定しており、気候変動対策に係る制度・体制強化を図っている。治水については、1976年制定の水法及びその運用規制にて、河岸付近の地役権設定及び洪水調整区域の特定並びにそれに必要な河川構造物建設は公共事業道路省(Department of Public Works and Highways。以下「DPWH」という。)にその権限を集約している。DPWHは、省令(DPWH DO No.47 s2022)にて治水対策マスタープランを事業実施の根拠資料とすることを定め、DRRM法にも整合させながら治水対策を実施している。

しかしながら、フィリピン国内で資本集積地域を持つ流域等では、経済発展とともに変化する社会経済状況や気候変動影響を考慮したマスタープランの更新と治水対策の実施促進が喫緊の課題となっている。DPWHとしても、パッシング・マリキナ川流域及びカガヤン川流域において、社会経済状況の変化等によりマスタープランの更新ニーズが高い。首都マニラに位置するパッシング・マリキナ川流域では、2012年に世界銀行がマリキナダムの建設を主要な優先事業としてマスタープランを策定したが、同ダム建設予定地には利水ダムの建設が進み、同マスタープランを進めることは不可能であるため代替案検討が必要である。また、カガヤン川流域は、2002年にJICAが策定したマスタープランにおける優先事業の進捗が思わしくなく、上流域にフィリピン最大の貯水容量を持つマガットダム(利水ダム)では堆砂対策が課題となっており、治水機能付加も含めて再生の議論が進みつつある。さらに、マスタープランに基づく治水対策の実施については、用地取得や自治体を含む関係機関からの各種許認可取得の難航により事業が遅延する等、計画から運営・維持管理にかけて、DPWHと自治体を含む関係機関との連携不足が課題となっている。

このような状況下、DPWHは、パッシング・マリキナ川流域及びカガヤン川流域を対象に、社会経済状況や気候変動影響を考慮した洪水リスク評価に基づくマスタープラン

の更新、優先事業のプレフィジビリティ調査及び流域全体の関係機関の調整能力の向上を図る「重要流域治水対策強化プロジェクト」(以下「本事業」という。)を要請した。本事業は、水法で定められた河川管理機関であるDPWHにとって、今後の治水対策実施の根拠資料となるマスタープラン等を策定するものであり、当国の政策実現を果たすものとして位置付けられている。

(2) 防災セクター／フィリピンに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け、課題別事業戦略における本事業の位置付け

我が国の対フィリピン国別開発協力方針(2018年4月)では、重点分野「包摂的な成長のための人間の安全保障の確保」として、脆弱性克服及び生活基盤の安定・強化や災害・環境問題に対応するためのハード・ソフト両面での社会インフラ整備に対する支援の実施が掲げられている。また、フィリピン共和国JICA国別分析ペーパー(2020年7月)においては、気候変動影響やフィリピンの経済発展に伴う都市部の拡大等の各種変化を踏まえた治水計画を策定することが重要とされている。このように、本事業はこれら方針・分析に合致する。加えて、COP27で我が国が公表した「日本政府の気候変動の悪影響に伴う損失及び損害(ロス&ダメージ)支援パッケージ」において、災害支援の方策として水災害リスク軽減に係る技術的な貢献が掲げられている。

さらに、本事業は、気候変動影響を含む洪水リスク評価を踏まえたマスタープランの更新及び優先事業に対するプレフィジビリティ調査の実施、並びに流域全体の関係機関の調整能力向上をもって、同流域での具体的な治水対策の実施を促し、洪水リスク削減を図るものであり、グローバル・アジェンダ「防災投資・復興を通じた災害リスク削減」のクラスターである「事前防災投資実現」に合致するものである。また、持続可能な開発目標(SDGs)達成に向け、本事業はフィリピンにおけるSDGsのゴール11「包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する」及びゴール13「気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」等に貢献する。

(3) 他の援助機関の対応

アジア開発銀行は、2018年からInfrastructure Preparation and Innovation Facility (IPIF)を実施中であり、18の主要河川流域のうち6流域(Abra、Agus、Tagum-Libuganon、Apayao-Abulug、Jalaur、Buayan-Malungon)を対象にマスタープラン策定、フィジビリティ調査、詳細設計を支援している。さらに後続案件として、Technical Assistance Loanの追加融資により6流域(Allah、Ilog-Hilabangan、Aklan、Agno、Mag-Asawang Tubig、Cadac-an)に対象流域を拡大している。また、ミンダナオ川下流部のAmbal Simuay川、Mindanao川の治水事業(放水路整備を含む)が中国支援で事業承認され、Pampanga川では韓国支援によるPampanga Delta Development Project (Phase II)やCentral Luzon-Pampanga River Floodway Flood Control Projectが検討されている。

### 3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、パッシング・マリキナ川流域及びカガヤン川流域において、気候変動影響を含む洪水リスク評価を踏まえたマスタープランの更新及び優先事業に対するプレフィジビリティ調査の実施、並びに流域全体の関係機関の調整能力向上をもって、同流域における具体的な治水対策の実施を促し、洪水リスク削減に寄与するもの。

(2) 総事業費

約6億円

(3) 事業実施期間

2024年4月～2025年10月を予定(計18か月)

(4) 事業実施体制

1) 事業実施機関

公共事業道路省(Department of Public Works and Highways: DPWH)

2) 関連機関

計画、規制、承認省庁: 国家経済開発庁(NEDA)、財務省(DOF)

非構造物対策関連機関: 内務自治省(DILG)、科学技術省(DOST)、科学技術省気象庁(DOST-PAGASA)、科学技術省火山地震研究所(DOST-PHIVOLCS)

環境、水利用関連機関: 環境天然資源省(DENR)、水資源委員会(DENR-NWRB)、河川流域管理事務所(DENR-RBCO)、水資源管理室(DENR-WRMO)、国家灌漑省(NIA)

地方自治体等: マニラ首都圏開発庁(MMDA)、流域自治体(市)(Manila、Mandaluyong、Makati、Pasig、Quezon、Marikina、San Juan)、流域自治体(州)(Rizal、Cagayan、Isabela、Quirino、Nueva Vizcaya、Ifugao)

(5) インプット(投入)

1) 日本側

① 調査団員派遣

【パッシング・マリキナ川流域】(合計約30人月)

- (ア) 総括・河川計画
- (イ) 水文解析
- (ウ) 構造物計画
- (エ) ダム計画
- (オ) 施工計画／積算
- (カ) ガバナンス分析
- (キ) 維持管理計画
- (ク) 環境社会配慮
- (ケ) 土地利用／非構造物対策
- (コ) 経済分析／プロジェクト評価
- (サ) 地質調査
- (シ) 測量

【カガヤン川流域】(合計約40人月)

- (ス) 総括・河川計画
- (セ) 水文解析
- (ソ) 構造物計画
- (タ) ダム計画
- (チ) 灌漑計画
- (ツ) 水力発電計画
- (テ) 施工計画／積算
- (ト) ガバナンス分析
- (ナ) 維持管理計画
- (ニ) 環境社会配慮
- (ヌ) 土地利用／非構造物対策
- (ネ) 経済分析／プロジェクト評価

(ノ) 地質調査

(ハ) 測量

②研修員受け入れ

受入分野:河川計画・治水対策(パッシング・マリキナ川流域、カガヤン川流域)

③その他

2)フィリピン側

① カウンターパートの配置

② 案件実施のためのオフィススペース/空調、電気設備を備えたサーバー用スペース、DPWHの国内出張に係る経費等の提供

(6)計画の対象(対象分野、対象規模等)

1)対象流域:

① パッシング・マリキナ川流域(流域面積714km<sup>2</sup>、河川延長52km)

② カガヤン川流域(流域面積27,564km<sup>2</sup>、河川延長350km)

2)対象分野:治水計画

3)対象行政界:

① マニラ首都圏、第IV-A管区

② 第II管区、コルディレラ行政地域

4)裨益者:

直接受益者:公共事業道路省(DPWH)

間接受益者:対象流域に居住する住民・企業等

(7)他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1)我が国の援助活動

本事業が対象とするパッシング・マリキナ川流域では、円借款「パッシング河治水事業」(1975-1982)でのマンガハン放水路の建設を皮切りに、開発調査「マニラ洪水対策計画調査」(1988-1990)(治水安全度1/100)、円借款「パッシング・マリキナ川河川改修事業(フェーズI~III)」(2000-2018)を実施済みであり、2023年現在、円借款「パッシング・マリキナ川河川改修事業(フェーズIV)(2019-)」と自国予算によるフェーズVが実施中である。また、有償勘定技術支援「ラグナ湖の洪水対策に係る情報収集・確認調査」(2019-2020)において、パッシング・マリキナ川流域を含むラグナ湖沿岸地域の総合洪水管理計画案を作成し、基幹施設であるパラニャーケ放水路について、現在、協力準備調査「パラニャーケ放水路整備事業協力準備調査」を実施中である。ここまでの検討を踏まえて本事業を進める。

また、カガヤン川流域では、開発調査「カガヤン河流域水資源開発基本計画調査」(1987)にてマスタープランが策定され、開発調査「カガヤン下流域洪水対策計画調査」(2002)では同マスタープランを更新、優先事業のプレフィージビリティ調査を実施し、カガヤン川流域向け治水計画・流域保全計画・土地利用計画の長期計画の見直しが行われた。一方、流域が広範囲にわたるため整備内容が多く、具体的な治水事業についてはいまだ計画の実施途中段階である。本事業は、上記過去の協力を土台に、気候変動影響や土地利用計画も踏まえた洪水リスクを評価し、治水事業実施促進に向けてマスタープランを更新するものである。本事業では、流量配分等これまで検討したものを踏襲して各種検討する。

2)他の開発協力機関等の援助活動

世界銀行は、2009年の台風オンドイを契機に、「Master Plan for Flood Management in Metro Manila and Surrounding Areas」(2012)を通じて、JICAが開発調査「マニラ洪水対策

計画調査」(1988-1990)で策定したパッシング・マリキナ川流域のマスタープランを更新した。世界銀行によるマスタープランでは、治水ダムであるマリキナダムの建設を主要な優先事業として検討したものである。他方、現在、同ダム建設予定地には利水ダムの建設が進んでおり、同マスタープランの実現は不可能となったため、世界銀行が策定したマスタープランの更新の必要性が生じ、本事業がそれを行うものである。本事業では、上記1)の開発調査「マニラ洪水対策計画調査」を前提とした各種検討を行う。

#### (8) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

##### 1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類: B

② カテゴリ分類の根拠: 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)上、セクター特性、事業特性及び地域特性に鑑みて、環境への望ましくない影響が重大でないと判断されるため。

③ 環境許認可: 本格調査にて確認

④ 汚染対策: 本格調査にて確認

⑤ 自然環境面: 本格調査にて確認

⑥ 社会環境面: 本格調査にて確認

⑦ その他・モニタリング: 本格調査にて確認。詳細計画策定調査では、カテゴリ分類に基づき予備的スコーピングを実施し、その結果に基づき本格調査の環境社会配慮調査のTOR案及び情報公開資料を作成済み。TOR案及び環境社会配慮の実施体制についての相手国等との協議を踏まえ、合意文書案も作成済み。また、環境社会配慮調査の結果がプロジェクトの計画決定に適切に反映されることについて、相手国実施機関等の関係者から基本的な合意を得ている。

##### 2) 横断的事項

本事業は、気候変動による降雨量の変化等のインパクトの軽減に向けて治水対策の強化を行うものであり、気候変動への適応に貢献する。また「仙台防災枠組(2015-2030)」の推進に貢献し、特に「優先行動3: 強靱化に向けた防災への投資」に資する。

##### 3) ジェンダー分類:

【ジェンダー案件】(GI(S))ジェンダー活動統合案件

本事業にて、フィリピン政府のジェンダー平等方針やジェンダー視点に立った事業実施事例について確認するとともに、マスタープラン更新及びプレフィージビリティ調査において、ジェンダー視点に立った対策案及び実施体制等の検討を行うため。

#### (9) その他特記事項

事業サイトへの渡航にあたっては、DPWH等を通じ、事前に治安状況を確認し、最新の治安情報を把握する。

## 4. 事業の枠組み

### (1) インパクト(事業完了後、提案計画により中長期的に達成が期待される目標)

対象流域において、洪水リスク評価を踏まえたマスタープランに基づいて治水対策事業を実施することにより、洪水リスク削減に寄与する。

### (2) アウトプット

- 成果1 対象流域における気候変動影響を含む洪水リスク評価が実施される。
- 成果2 対象流域における洪水リスク削減のためのマスタープランが更新される。
- 成果3-1 対象流域において、選定された優先事業のプレフィージビリティ調査が実施される。
- 成果3-2 対象流域における既存の調整機関を活用して、流域全体の連携や議論が強化される。

(3) 調査項目

ステージ1: 基礎調査

- 1-1 インセプションレポートの作成及び協議
- 1-2 既存資料及び既存マスタープランのレビュー
- 1-3 基礎情報の収集・整理(気象、自然災害、水理・水文データ及び開発計画等)
- 1-4 測量調査
- 1-5 治水・利水に係る事業の現状と課題の抽出
- 1-6 外水氾濫の発生メカニズムの把握及びボトルネックの整理
- 1-7 降雨・流出解析
- 1-8 気候変動適応策の予備検討
- 1-9 プロGRESSレポートの作成及び協議

ステージ2: 治水計画マスタープランの更新

- 2-1 計画条件の検討
- 2-2 氾濫解析及び浸水リスク評価
- 2-3 構造物対策案の検討
- 2-4 非構造物対策案の検討
- 2-8 戦略的環境アセスメント
- 2-9 対策案の比較選定
- 2-10 プレフィージビリティ調査に係る事業の選定
- 2-11 事業実施及び運用維持管理体制の提案
- 2-12 インテリムレポートの作成及び協議

ステージ3-1: プレフィージビリティ調査

- 3-1-1 施設概略設計
- 3-1-2 調達及び施工計画の検討
- 3-1-3 維持管理費の概算
- 3-1-4 環境社会配慮の検討(環境アセスメント報告書案の作成、住民移転計画案の作成)
- 3-1-5 概略事業費の検討
- 3-1-6 事業実施スケジュールの検討
- 3-1-7 事業評価
- 3-1-8 ドラフトファイナルレポート及びファイナルレポートの作成、協議

ステージ3-2: 既存の調整機関を通じた関係機関や地方自治体との流域全体の連携促進

- 3-2-1 事業実施に関連する政府機関や自治体の特定と調整

- 3-2-2 事業実施促進のための調整機関の参加者及び目的の確定
- 3-2-3 事業実施に向けた流域全体の協議会開催

※なお、マスタープラン更新及びプレフィージビリティ調査において、ジェンダー視点に立った対策案及び実施体制等の検討を行う。

## 5. 前提条件・外部条件

### (1) 前提条件

- ・ 対象流域において本事業の進捗や社会経済状況に甚大な被害をもたらす災害が発生しない。
- ・ フィリピンの治水に係る実施機関の体制が大幅に変更しない。

### (2) 外部条件

治安の悪化及び感染症拡大により、現地を含む調査活動が著しく阻害されない。

## 6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

### (1) 類似案件の評価結果

フィリピン向け技術協力「治水・砂防技術力強化プロジェクト」ステージ1及び2の事後評価(評価年度:2002年)及び技術協力「治水行政機能強化プロジェクト」の事後評価(評価年度:2013年)では、中央政府行政官に求められる資質・ニーズとして、河川計画・管理の一連の流れに関する系統的な知識に加え、実践的経験を培う活動を行うことにより、計画・設計・施工・維持管理の全過程を実践することで着実に技能を習得することができたと評価されている。また、円借款「アグサン河下流域開発事業」の事後評価(評価年度:2009年度)等では、DPWHが自治体や経済開発庁等の関係機関と事業実施の早い段階から協議を進め、自治体らの主体性を促し、整備施設の運営・維持管理に関する責任分担を明確にする必要があるとの教訓が得られている。

### (2) 本事業への教訓

本事業においても、マスタープランの更新において、検討過程における技術的、系統的な知識の習得に加え、DPWH自らがマスタープラン策定から事業実施のための調査までの実践を経験する機会を多く提供し、他省庁や関係機関等への技術的助言の提供やニーズに応えられる組織強化にも焦点を当てた協力とする。なお、水資源省設立の動きに対し、治水に係るマスタープラン策定から事業実施までをDPWHの責任範囲としているため、水資源管理室(Water Resources Management Office:WRMO)によって策定される統合水資源マスタープランとの連携を図るとともに、事業実施段階における流域全体の関連機関等と、マスタープラン策定段階から、洪水対策委員会(Flood Mitigation Committee:FMC)や地方開発協議会(Regional Development Council:RDC)等の既存組織を活用し、関係機関との連携強化を図る。

## **7. 評価結果**

本事業は、当国の開発課題・開発政策ならびに我が国及びJICAの協力量針・分析に合致している。また、SDGsのゴール11「包括的、安全、強靱で持続可能な都市と人間住居の構築」及びゴール13「気候変動とその影響への緊急の対処」等に貢献すると考えられることから、事業実施の妥当性は高い。

## **8. 今後の評価計画**

(1) 事後評価に用いる基本指標

(提案計画の活用状況)

マスタープランにおいて提案される治水対策事業が、関係機関の合意を経てDPWHによって少なくとも一つ着手される。

(2) 今後の評価スケジュール

事業完了3年後          事後評価の実施

以上

## 共通留意事項

## 1. 必須項目

## (1) 討議議事録(R/D)に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録(R/D)に基づき実施する。

## (2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

## (3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する(評価指標を含めた PDM(Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する)。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う(R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等)。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ(案)及びその添付文書をドラフトする。

## (4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務めるものとする。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業(実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む)との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース(政府機関、国際機関、民間等)との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠(エビデンス)に基づく結果提示ができるよう留意する。

## 共通業務内容

## 1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

## 2. 合同調整委員会(JCC)等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会 (Joint Coordinating Committee) もしくはそれに類する案件進捗・調整会議(以下、「JCC」)を設置する。JCC は、1年に1度以上の頻度で、(R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で)開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長(技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター)が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

## 3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で(1年に1回以上とする)発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/P と成果指

標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を  
行う。

#### 4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使えるよう、活動に関連する写真・映像(映像は必要に応じて)を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

以上

(参考)別途派遣する専門家の業務内容

< 指導科目 >

---

総合治水

<派遣の目的>

DPWHへの助言、知見の共有により、治水マネジメント能力の向上、計画策定能力、事業実施能力の強化を図る。

<活動内容>

- 1-1 河川や治水施設に関する情報収集・分析の支援
- 1-2 DPWHと水災害関係機関との調整支援
- 1-3 DPWH職員の技術力向上、人材育成を支援するための、適宜関係機関と連携したセミナー・ワークショップ等の開催、JICA研修コースへの職員派遣の支援
- 1-4 仙台防災枠組モニタリングの実施への支援
- 1-5 事前防災投資の促進に向けた技術的助言及び指導
- 2-1 DPWHの抱える治水・砂防に関する計画・実施・運用・維持管理等に関する課題への対応、技術基準・ガイドライン類の作成・更新、組織・実施体制の構築等に関する支援
- 2-2 気候変動に対応するための調査(水理実験施設の利用改善を含む)、治水・排水目的の水理施設・遊水地の整備促進、標準仕様の策定の支援
- 2-3 フィリピンの河川管理や水災害対策(洪水、高潮、土砂、海岸侵食等)に関連する日本のODA案件の形成・実施の円滑化、事業効果発現のための助言・指導(パッシング・マリキナ川河川改修事業(フェーズIV)、パラニャーケ放水路整備事業、重要流域治水対策強化プロジェクト等)
- 3-1 国土交通省等の本邦関係機関及び国際機関・他ドナー等との連携・協調の支援
- 3-2 日本及びDPWHの治水分野の政策等に関する知見の収集と共有

<期待される成果>

- 1. DPWHの治水マネジメント能力が強化される
- 2. DPWHの治水分野の計画策定能力、事業実施能力が強化される
- 3. 日本及び国際機関・他ドナー等との連携が強化される

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

類似業務: 洪水対策マスタープラン、洪水対策に係る各種業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

\* 1)及び2)を併せた記載分量は、20 ページ以下として下さい。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ)

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案して下さい。

##### 2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者(業務主任者／〇〇)格付けの目安(2号)】

- ① 対象国及び類似地域：全途上国
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野(内容)との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

## 2. 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

本件に係る業務工程は、2024年4月より業務を開始し、全体期間は2025年10月までの18か月とする。

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約 40.05 人月

「本邦研修(または本邦招へい)に関する業務人月1.0を含む(本経費は定額計上に含まれる)。なお、上記の業務人月は、国内移動手配に関連しJICAが契約する旅行会社への国内移動旅行の手配依頼書の送付、旅行手配内容の調整・検収、国内機関への報告を含む。」

業務従事者構成の検討に当たってはR/Dに記載されている専門家の専門分野に留意すること。

#### 2) 渡航回数 の目途 全33回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

### (3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人(ローカルコンサルタント等)への再委託を認めます。

- 河川縦横断測量
- 環境社会配慮

### (4) 配付資料／公開資料等

#### 1) 配付資料

- R/D
- 詳細計画策定調査結果協議議事録(M/M)
- フィリピン国「重要流域治水対策強化プロジェクト」詳細計画策定調査報告書

## 2) 公開資料

- 全世界「治水分野防災投資事業に係る情報収集・確認調査ファイナルレポート」  
[https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617\\_000\\_12335386.html](https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_000_12335386.html)

## (5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、M/Mを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具(机・椅子・棚等)	有
5	事務機器(コピー機等)	有
6	Wi-Fi	有

## 3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

## 4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書(内訳書を含む。)の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(2023年10月版)(以下同じ)を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

### (1) 契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

### (2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出して下さい。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例)セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

### **【上限額】**

**162,472,000円(税抜)**

なお、定額計上分 73,000,000円(税抜)については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記(3)別見積としている項目を含みません。

**なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。**

#### (3)別見積について(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算か明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

#### (4)定額計上について

- 1) 上述(2)のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

【記載例】

	対象とする経費	該当箇所	金額(税抜)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	河川縦横断測量	「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (3)現地再委託」	60,000,000円	河川縦横断測量費一式	再委託
2	環境社会配慮調査	「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (3)現地再委託」	8,000,000円	環境社会配慮調査一式	再委託
3	本邦研修(本邦招へい)にかかる経費	「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (2)業務量目途と業務従事者構成案」	5,000,000円	直接経費と受入期間の業務人月 1.0人月の報酬	報酬 国内業務費

(5)見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。

(千円未満切捨て不要)

(6)旅費(航空賃)について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

(7)機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8)外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

別紙4:プロポーザル評価配点表

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1)類似業務の経験	(6)	
(2)業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア)各種支援体制(本邦/現地)	3	
イ)ワークライフバランス認定	1	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(65)</b>	
(1)業務実施の基本方針、業務実施の方法	35	
(2)要員計画/作業計画等	30	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(25)</b>	
(1)業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1)業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u>	(25)	(10)
ア)類似業務等の経験	12	5
イ)業務主任者等としての経験	5	2
ウ)語学力	5	2
エ)その他学位、資格等	3	1
2)副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(10)
ア)類似業務等の経験	-	5
イ)業務主任者等としての経験	-	2
ウ)語学力	-	2
エ)その他学位、資格等	-	1
3)業務管理体制	(-)	(5)